

食費・居住費の自己負担

所得区分	令和6年5月31日まで		居住費（1日につき）	令和6年6月1日から		居住費（1日につき）
	一食あたりの食費 (入院の必要性が低い 方)	一食あたりの食費 入院の必要性が高い方 (注1)		一食あたりの食費 (入院の必要性が低い 方)	一食あたりの食費 入院の必要性が高い方 (注1)	
現役並み所得・一般	460円（注2）		370円	490円（注2）		370円
区分2(区分2の減額認定を 受けていた期間で、 過去12か月の入院日数が 90日以内)	210円			230円		
区分2(区分2の減額認定を 受けていた期間で、 過去12か月の入院日数が 90日超 長期入院該当 (注3)	210円	160円		230円	180円	
区分1	130円	100円		140円	110円	
高齢福祉年金受給者	100円		0円	110円		0円

(注1)人口呼吸器、静脈栄養が必要な方などが該当します。

(注2)保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。（令和6年6月1日から一食あたり450円）

(注3)入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書を添えて、後期高齢者医療係に申請してください。